

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務（オープンカウンタ方式による）
- 2 施 行 場 所 愛知県豊橋市石巻中山町地内外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から70日間とする。
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 無し
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令 和 8 年 5 月 14 日 16:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
 - 5) 担当者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 池田(いけだ)
 - 6) 質 問 書 令 和 8 年 5 月 8 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月15日 16:00 までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
 - 3) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務

特記仕様書

令和8年4月

独立行政法人 水資源機構

豊川用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

1-1 適 用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める設計業務等共通仕様書(令和 6 年 4 月)(以下「設計共通仕様書」という。)に優先して「豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務」(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、各共通仕様書に優先して適用する。

1-2 準拠基準等

受注者は、設計図書によるもののほか、次の基準類によらなければならない。

1. 土木工事共通仕様書(令和 6 年 4 月) 独立行政法人水資源機構
2. 水路工設計指針(平成 30 年 3 月) 独立行政法人水資源機構
3. 土木工事共通仕様書(平成 30 年 4 月) 独立行政法人水資源機構
4. コンクリート標準示方書[基本原則編](2022 年制定) 社団法人土木学会
5. コンクリート標準示方書[設計編](2022 年制定) 社団法人土木学会
6. コンクリート標準示方書[施工編](2023 年制定) 社団法人土木学会
7. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「シールド工法編」・同解説(2016 年制定) 社団法人土木学会
8. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「開削工法編」・同解説(2016 年制定) 社団法人土木学会
9. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「山岳工法編」・同解説(2016 年制定) 社団法人土木学会
10. 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(平成 26 年 3 月) 農林水産省農村振興局
11. 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」(平成 21 年 3 月) 農林水産省農村振興局
12. 土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」(平成 26 年 7 月) 農林水産省農村振興局
13. 土地改良事業設計指針「耐震設計」(平成 27 年 5 月) 農林水産省農村振興局
14. 【改訂版】地盤調査の方法と解説(平成 25 年 3 月) 社団法人地盤工学会
15. 地盤材料試験の方法と解説(平成 21 年 10 月) 社団法人地盤工学会
16. 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編(平成 29 年 11 月) 社団法人日本道路協会
17. 水道施設耐震工法指針・解説(2022 年版)(平成 29 年 11 月) 社団法人日本水道協会
18. NEXCO 試験方法 第 7 編 トンネル関係試験方法(平成 29 年 7 月) 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
19. 建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック(平成 27 年 3 月) 独立行政法人土木研究所・一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会
20. その他、調査職員が指示するもの

第 2 節 業務内容

2-1 業務場所

愛知県豊橋市石巻中山町地内外

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

1. 設計業務

(1) 二次覆工補足設計

1 式

第 3 節 履行期間

履行期間は、雨天及び休日等を含み、契約締結の翌日から 70 日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第 4 節 関連工事

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。

(1) 豊川用水二期東部幹線併設水路宇利川・中藤工区工事

第 5 節 打合せ等

1. 業務打合せ

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は 2 回以上とする。なお、打合せは web 会議を基本とする。

(1) 業務着手時

(2) 成果物納入時

第 6 節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。

(1) 豊川用水二期東部幹線併設水路上流部外基本設計等業務 平成 29 年度 報告書

(2) 豊川用水二期東部幹線併設水路中藤工区実施設計等業務 平成 30 年度 報告書

(3) 豊川用水二期東部幹線併設水路風越工区補足設計等業務 平成 30 年度 報告書

(4) 豊川用水二期東部幹線併設水路宇利川・中藤工区補足設計等業務 令和 2 年度 報告書

(5) 豊川用水二期東部幹線併設水路中藤工区外詳細設計等業務 令和 5 年度 報告書

(6) 豊川用水二期宇利川・中藤工区シールド工法補足設計業務 令和 7 年度 報告書

(7) その他、調査職員が必要と認めたもの

2. 受注者は、本業務を実施するにあたり、上記 1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

第7節 成果物の提出

7-1 電子納品

1. 電子納品する電子データのファイル形式は次に掲げる表を標準とするが、次表のソフト以外を使用したい場合、業務途中における協議で交換する図面については、調査職員と協議するものとする。
2. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

項 目	ファイル形式	備 考
ワープロソフト	docx 形式	Word2016 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
表計算ソフト	xlsx 形式	Excel2016 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
製図ソフト	SXF(p21)形式及び DWG 形式 (2016 形式 DWG)	SXF(p21) 及び DWG の 2 種類を作成し、DWG は AutoCAD LT 2016 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
写 真	Jpeg 形式	1 枚当たりのファイル容量は約 600KB 以下とする。

7-2 成果物の提出

1. 受注者は、次の成果物を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体 (CD-R 又は DVD) 1 式 (3 部)
 - (2) 紙ファイル (市販品) 1 式 (1 部)

第8節 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書第 1 章第 21 節から第 24 節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン (平成 27 年 11 月)」(独立行政法人水資源機構)による。

第9節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に調査職員に提出しなければならない。

なお受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度調査職員に提出しなければならない。

第10節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 設計業務

第1節 業務目的

1. 本業務は、豊川用水二期東部幹線併設水路（以下「併設水路」という。）のうち、中藤工区におけるシールド工法の二次覆工について補足設計を行い、宇利川・中藤工区全体の二次覆工について取りまとめを行うものである。

第2節 設計条件

2-1 併設水路

設計条件は、次のとおりとする。

1. 設計流量(計画最大流量)
併設水路 $Q_{\max}=5.0\text{m}^3/\text{s}$
2. 水路形式
水路形式は、セミクローズタイプのパイプラインとする。

第3節 業務内容

受注者は、貸与資料に記載する過年度設計業務において設計済みの中藤工区シールド工法の二次覆工について、地質調査結果等を基に設計条件を前段設計と比較検討のうえ、最適な設計条件を基に二次覆工の補足設計を行い、宇利川工区を含め取りまとめを行うものとする。

なお、平面・縦断線形、シールドマシン、一次覆工は過年度設計の内容から変更しないものとする。

第4節 設計図面

図面は、工事契約に係る設計図として使用するため、工事施工の出来形管理及び品質管理に必要な諸元を必ず明記しなければならない。

第5節 数量計算

受注者は、土木工事数量算出要領（案）に基づき、数量計算書を作成するものとする。

第6節 報告書

受注者は、報告書の作成に先立ち、報告書の構成について承諾を得るものとする。

第7節 業務上の留意事項

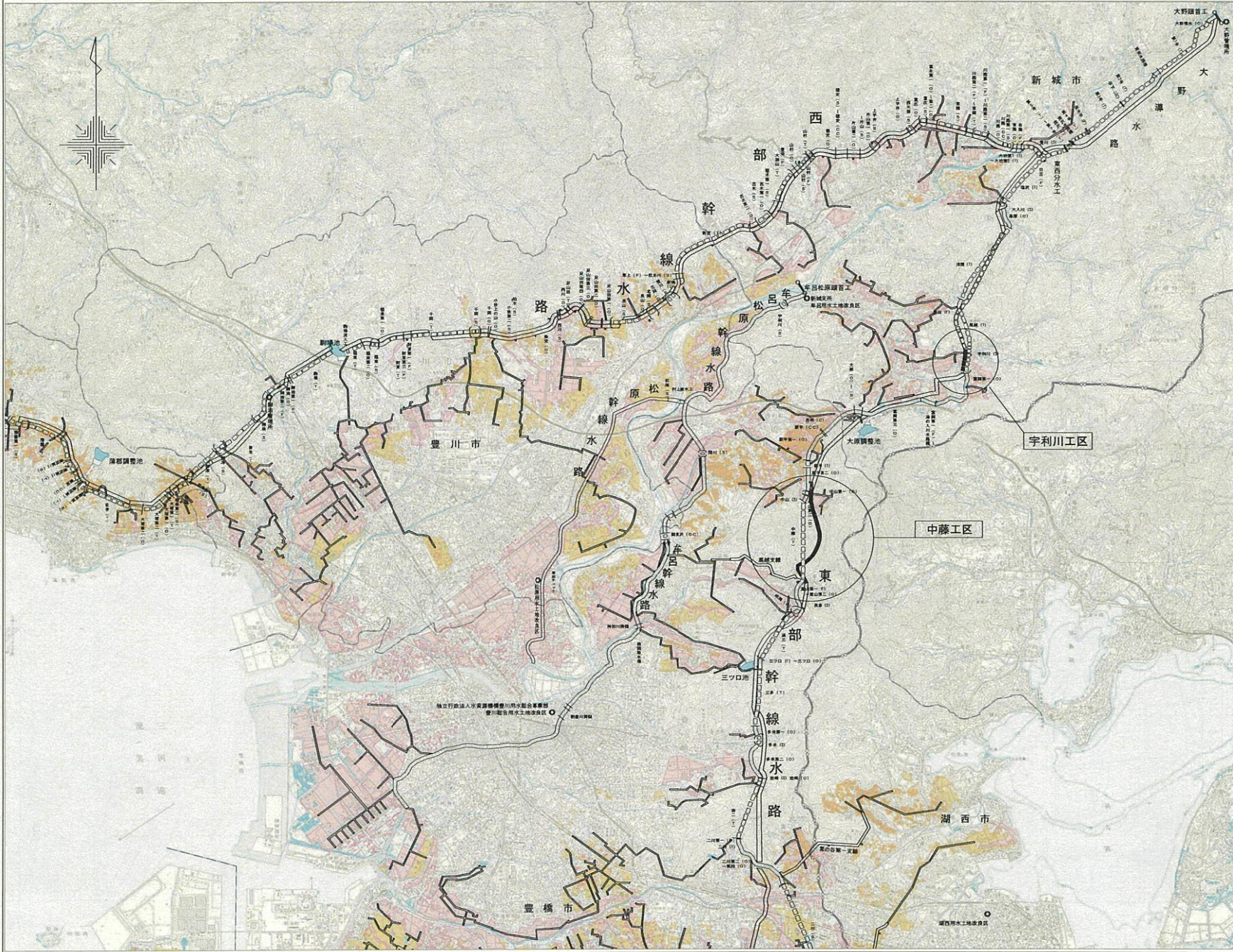
1. 本業務は工事発注に必要な設計図書等の資料を作成するものであることを十分理解し、発注者と緊密な連絡をとり、手戻りのないよう設計の遂行にあたらなければならない。

2. 設計にあたっては、社会的条件・維持管理・施工性・安全性・経済性等について充分考慮しなければならない。
3. 設計に適用した基準等は、「出典先」(正式名称)を報告書に記載するものとする。
4. 構造計算にあたっては、「(1)適用基準 (2)設計条件 (3)計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
5. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。
6. 電子計算機使用について
受注者は、電子計算機により設計計算を行う場合、計算過程をチェックしたうえでそれにより難しい場合に、その過程を明記したものを報告書に添付するものとする。
また、使用プログラムと使用機種については、事前に承諾を得なければならない。

以 上

位置図 (参考図)

S=1:50,000



注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の位置図(参考図)に適用する。
2. 単位
測点、標高は m 単位で示し、構造寸法は特に示さない限り mm 単位で示す。

本図以下全ての図はA1版をA3版に縮小したものである。

業務名 豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務

名称 位置図(参考図)

登録番号 整理番号

独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所

宇利川工区 一般平面図 (参考図)

S=1:2000

注意事項

1. 適用
この図面は、皇川用水二期中層工区二次工区補足設計案の宇利川工区一般平面図(参考図)に適用する。
2. 単位
測点・標高はm単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。



案別名 皇川用水二期中層工区二次工区補足設計案

名称 宇利川工区 一般平面図 (参考図)

登録番号 管理番号

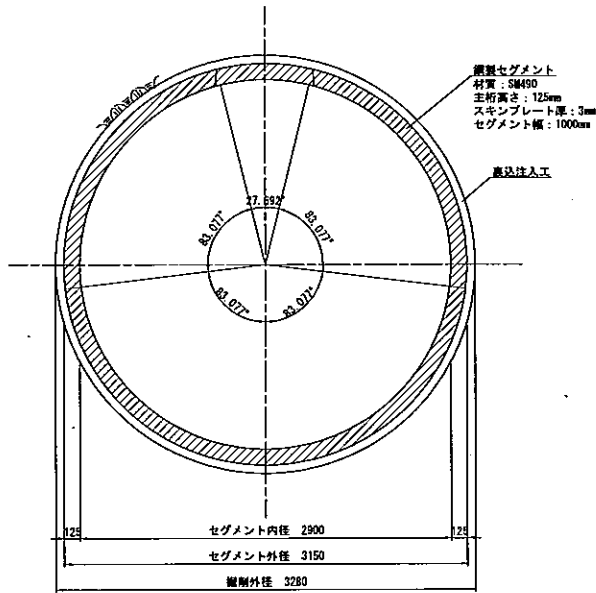
独立行政法人水資源機構 皇川用水総合管理所

宇利川工区 シールド工 標準断面図 (参考図)

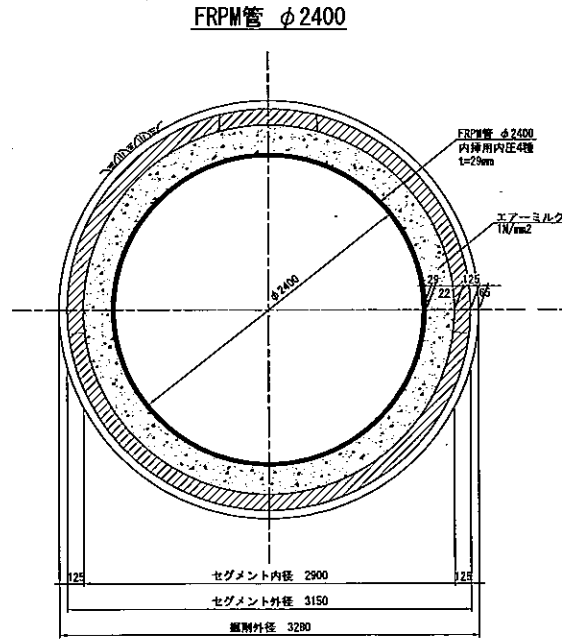
注意事項

- 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の宇利川工区 シールド工 標準断面図 (参考図) に適用する。
- 単位
測点・標高は m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。
- 覆工コンクリート
1) コンクリートの設計基準強度 $\sigma_{ck}=24\text{N}/\text{mm}^2$
2) 最大骨材寸法 $G_{max}=20\sim 25\text{mm}$
3) スラップ 設計値=12cm
4) 鉄筋 鉄筋は異形鉄筋 (SD295・SD345) を使用し、その重ね継手長は300以上とする。
- FRP管
内挿管として使用するFRP管は、海内FRP内挿管内径4種管φ2400とする。

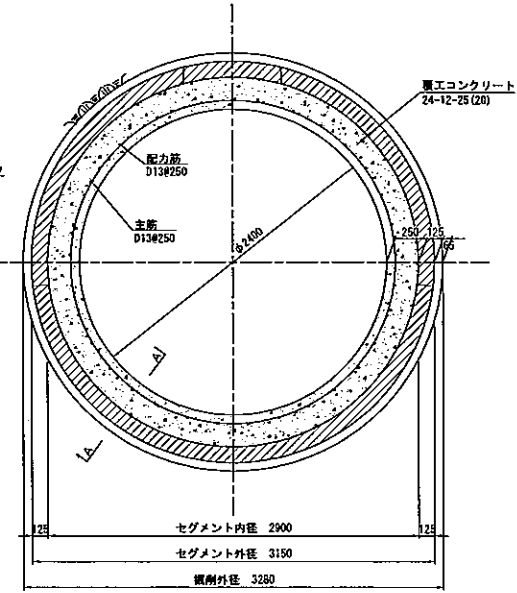
一次覆工標準断面図
S=1:20



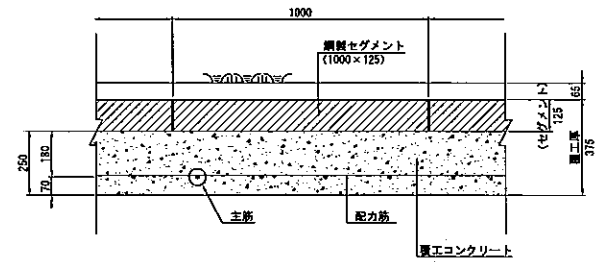
二次覆工標準断面図
S=1:20



Goライニング φ2400



A-A断面詳細図
S=1:10



業務名	豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務		
名称	宇利川工区 シールド工 標準断面図 (参考図)		
資料番号		管理番号	
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所			

中藤工区 一般平面図(参考図)

S=1:5000

注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の中藤工区一般平面図(参考図)に適用する。
2. 単位
測点・標高は m単位で示し、横寸法は特に示さない限りmm単位で示す。



業務名 豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務

名称 中藤工区 一般平面図(参考図)

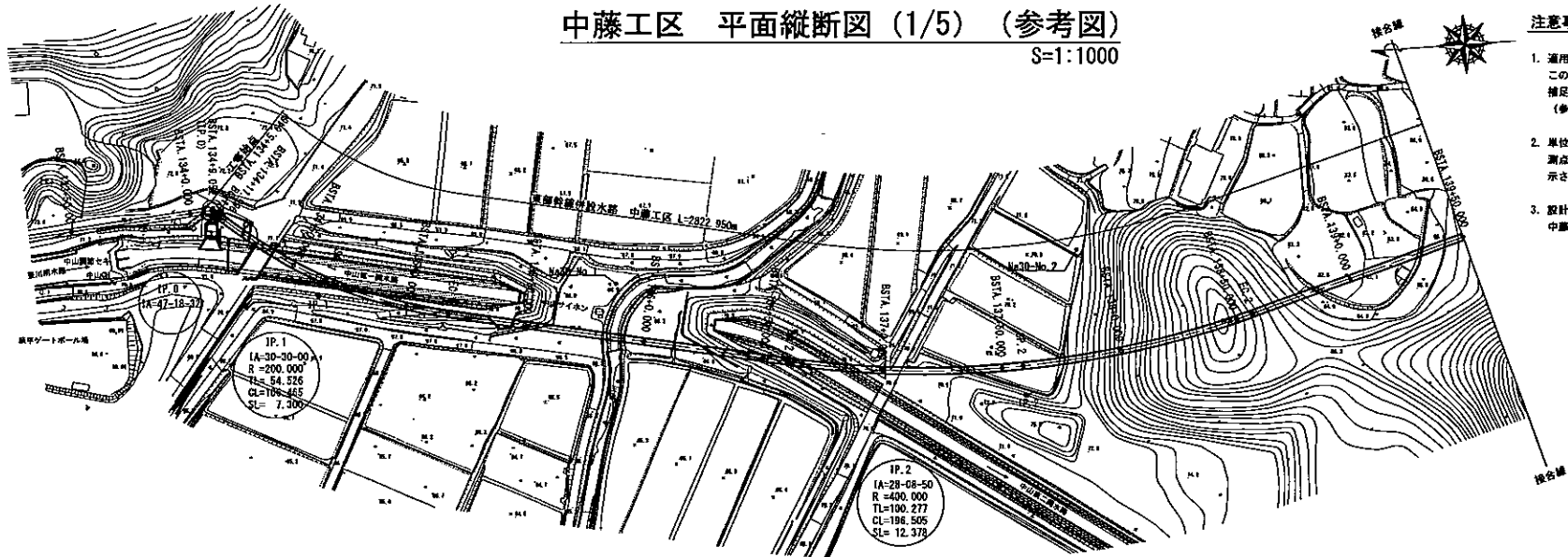
登録番号 管理番号

独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所

平面図

中藤工区 平面縦断図 (1/5) (参考図)

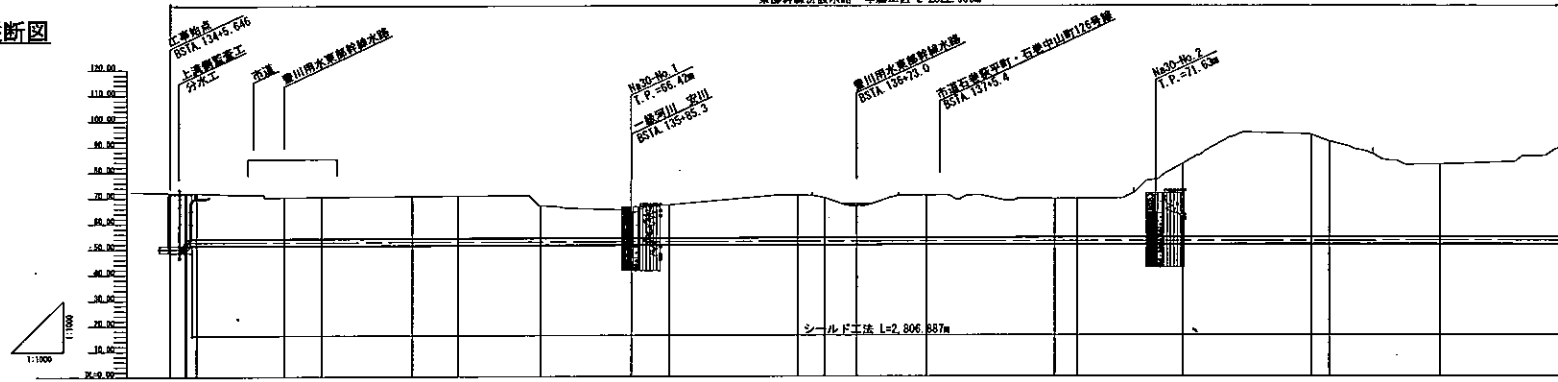
S=1:1000



注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の中藤工区 平面縦断図 (1/5) (参考図) に適用する。
2. 単位
測点・標高は m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。
3. 設計流量
中藤併設水路 5.0m³/s

縦断図



トンネルタイプ	D		E										D		D				
	L=47.030m	L=47.030m	L=243.200m										L=174.218m		L=121.356m				
勾配															1:1.000		1:1.000		
管中心高	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	52.514	
地盤高	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	70.714	
土被り	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	18.200	
追加距離	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
管距離	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
測点	AP.1	IP.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	EC.1	
曲線	IA=30-30-00 R=200.000 TL=54.526 CL=108.465 SL=7.300																		

業務名 豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務
 名称 中藤工区 平面縦断図 (1/5) (参考図)
 図面番号 図面番号
 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所

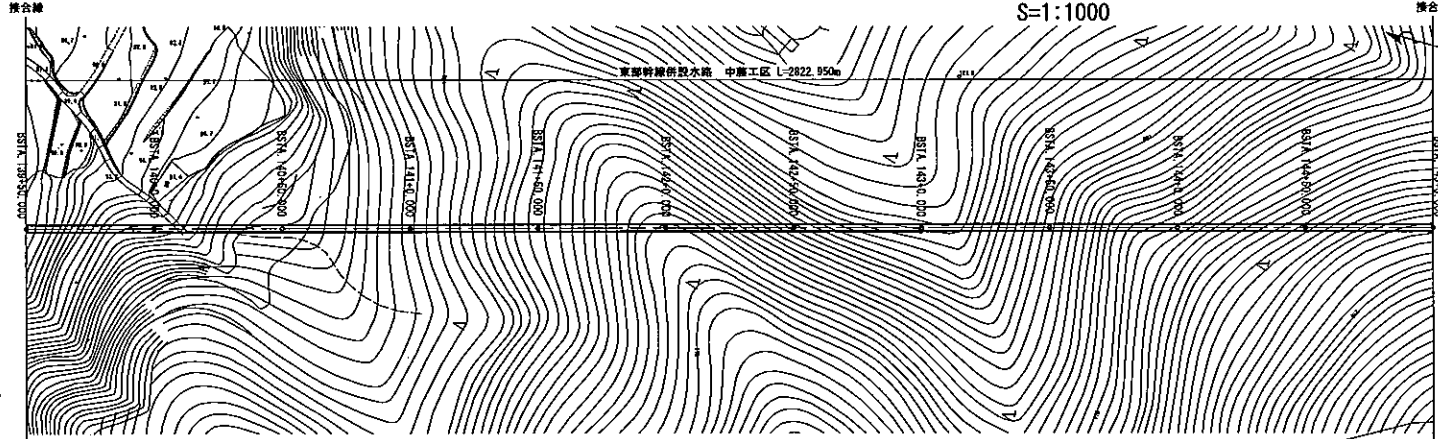
平面図

中藤工区 平面縦断図 (2/5) (参考図)

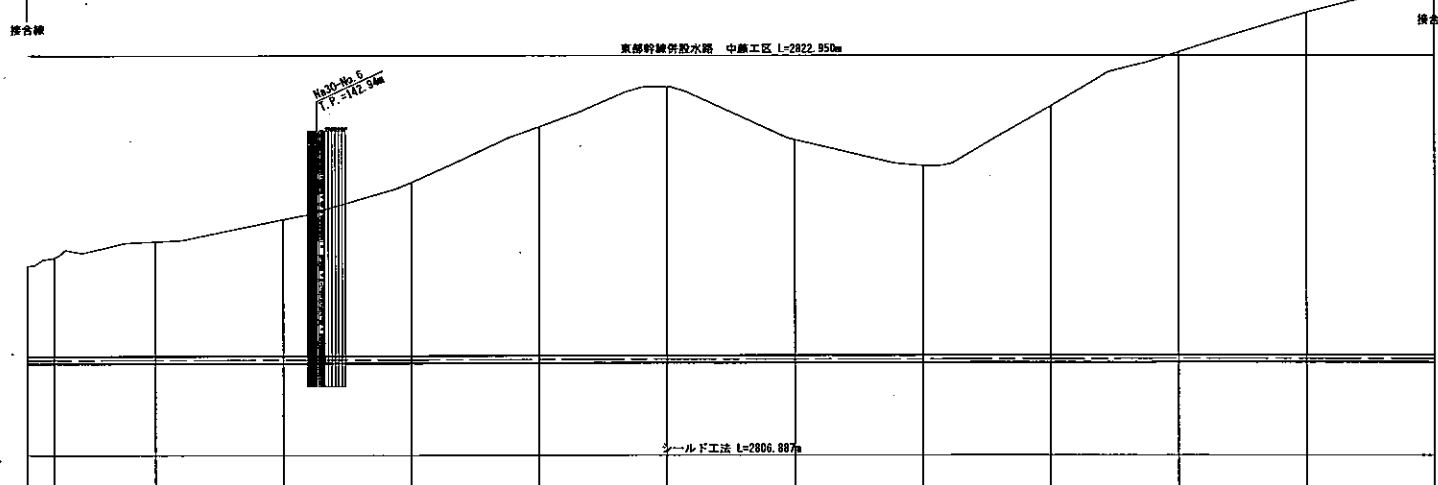
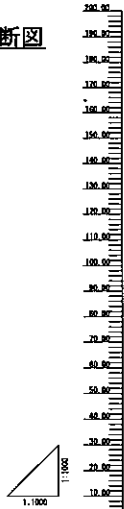
S=1:1000

注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次復工補足設計業務の中藤工区 平面縦断図 (2/5) (参考図) に適用する。
2. 単位
測点・標高は m 単位で示し、構造寸法は特に示さない限り mm 単位で示す。
3. 設計流量
中藤併設水路 5.0m³/s



縦断図



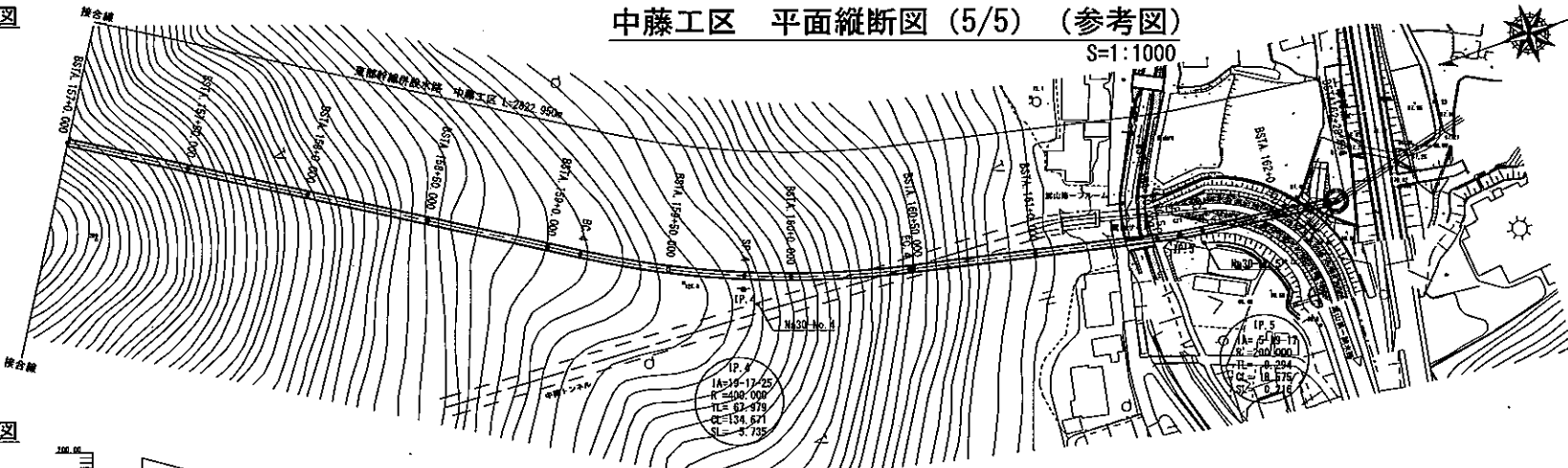
断水位	C L=121.356m		B2 L=1943.345m	
トンネルタイプ				
勾配				
管中心高	51.137	51.137	51.237	51.237
地盤高	51.144	51.144	51.244	51.244
土盛り	0.007	0.007	0.007	0.007
追加距離	0.000	0.000	0.000	0.000
車距離	0.000	0.000	0.000	0.000
測点	51.137	51.137	51.237	51.237
曲線				

業務名	豊川用水二期中藤工区二次復工補足設計業務		
名称	中藤工区 平面縦断図 (2/5) (参考図)		
登録番号	整理番号		
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所			

平面図

中藤工区 平面縦断面図 (5/5) (参考図)

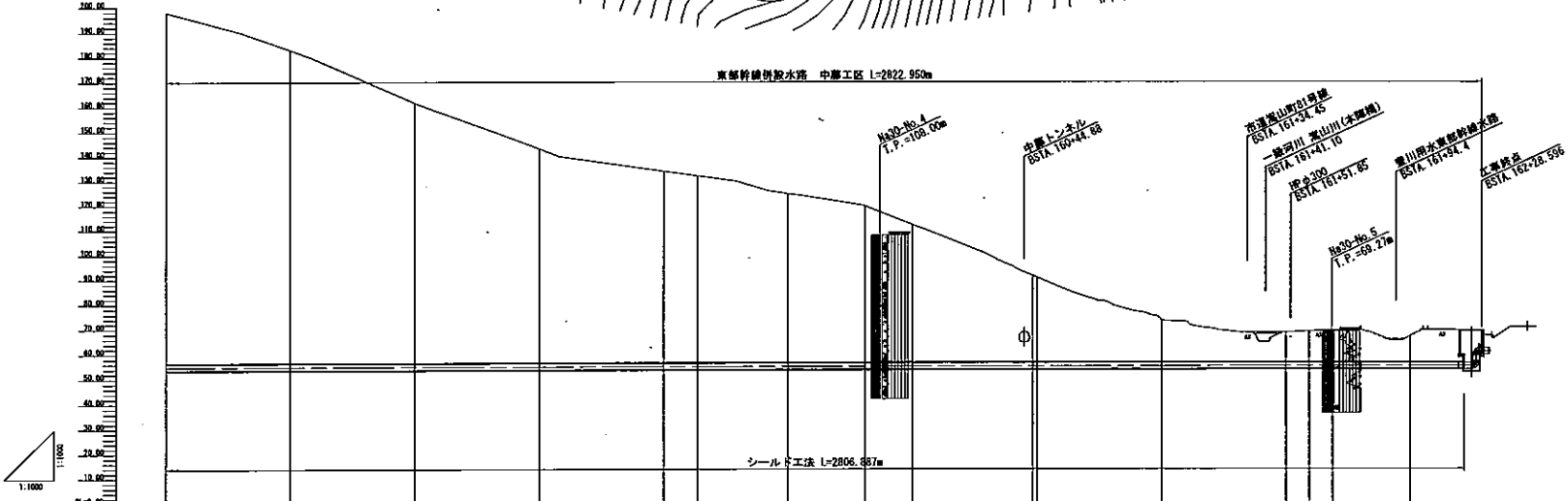
S=1:1000



注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次復工補足設計業務の中藤工区 平面縦断面図 (5/5) (参考図) に適用する。
2. 単位
測点・標高は m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。
3. 設計流量
中藤幹線水路 5.0m³/s

縦断面図



角水位	B L=1943.345m		C L=115.554m		D L=64.025m	E L=98.059m		L17+30m	L17+80m
トンネルタイプ									
勾配			1:100						
管中心高	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00
地盤高	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00
土被り	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00
追加距離	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
単距離	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
測点	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00	141.00
曲線									

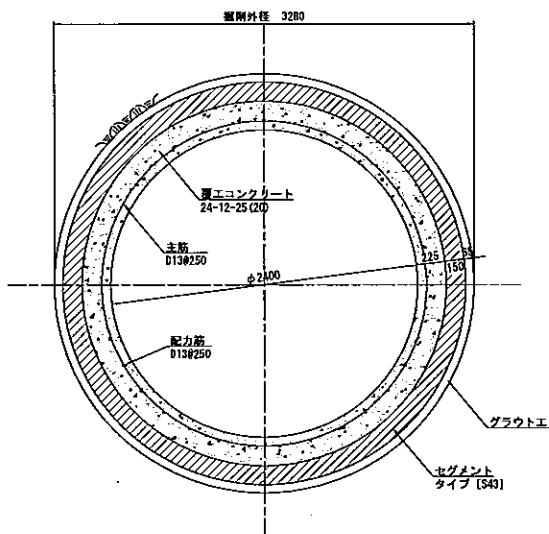
業務名 豊川用水二期中藤工区二次復工補足設計業務
 名称 中藤工区 平面縦断面図 (5/5) (参考図)
 登録番号 登録番号
 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所

中藤工区 シールド工 標準断面図 (参考図)

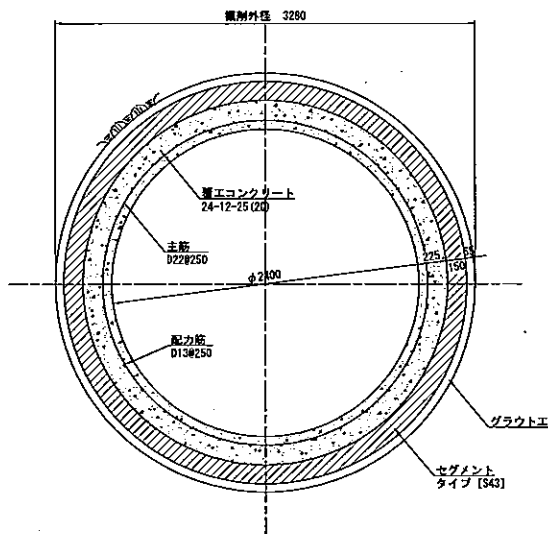
注意事項

- 適用
この断面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の中藤工区 シールド工 標準断面図 (参考図) に適用する。
- 単位
測定・標高は m 単位で示し、構造寸法は特に示さない限り mm 単位で示す。
- トンネルタイプ
工事区間のほぼ全線がシールド工であるが、セグメントを仮設材とし、覆工コンクリートに本体施設構造としての機能をもたせ、MATE 工法同様にトンネルタイプを設計した。
- 覆工コンクリート
1) コンクリートの設計基準強度
 $\sigma_{ck} = 24 \text{ N/mm}^2$
2) 最大骨材寸法
 $G_{max} = 20 \sim 25 \text{ mm}$
3) スラック
設計値 = 12 cm
4) 鉄筋
鉄筋は異形鉄筋 (SD295・SD345) を使用し、その重ね継手長は 300 以上とする。

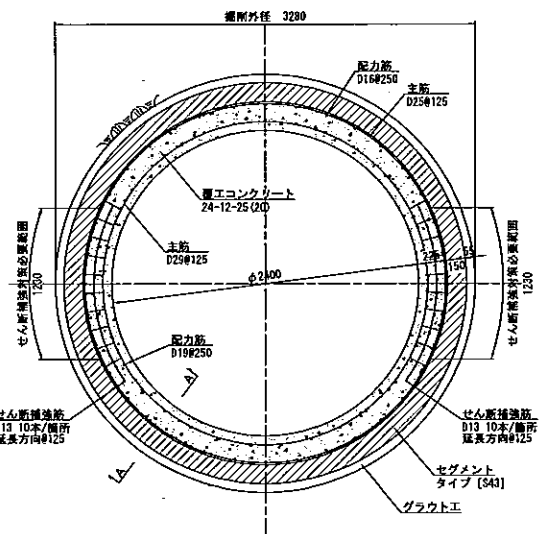
B2タイプ S=1:20
セグメントタイプ [S43]



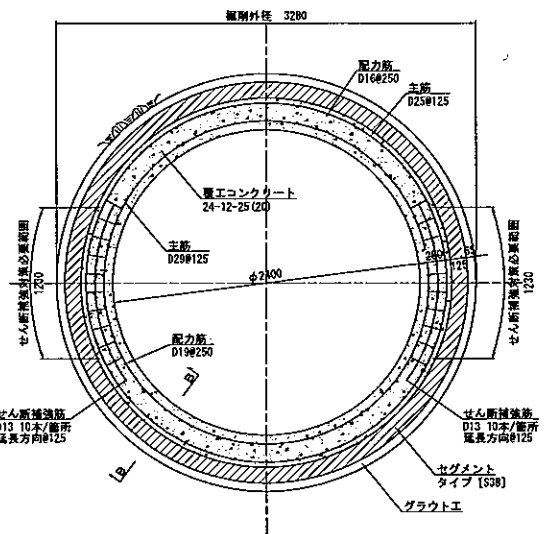
Cタイプ S=1:20
セグメントタイプ [S43]



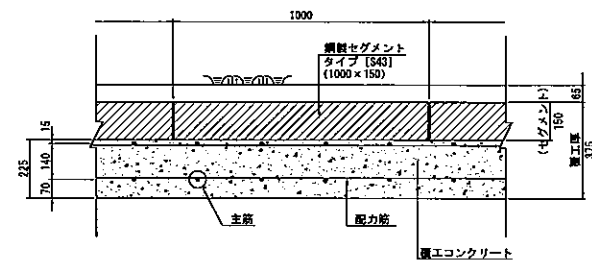
D・Eタイプ S=1:20
セグメントタイプ [S43]



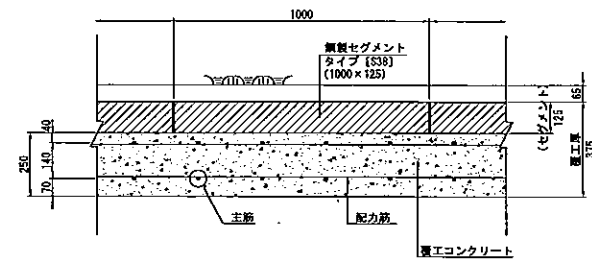
D・Eタイプ S=1:20
セグメントタイプ [S38]



A-A断面詳細図 S=1:10



B-B断面詳細図 S=1:10



業務名	豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務
名称	中藤工区 シールド工 標準断面図 (参考図)
登録番号	変種番号
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	

中藤工区 推定地質縦断図 (1/2) (参考図)

S=1:2500

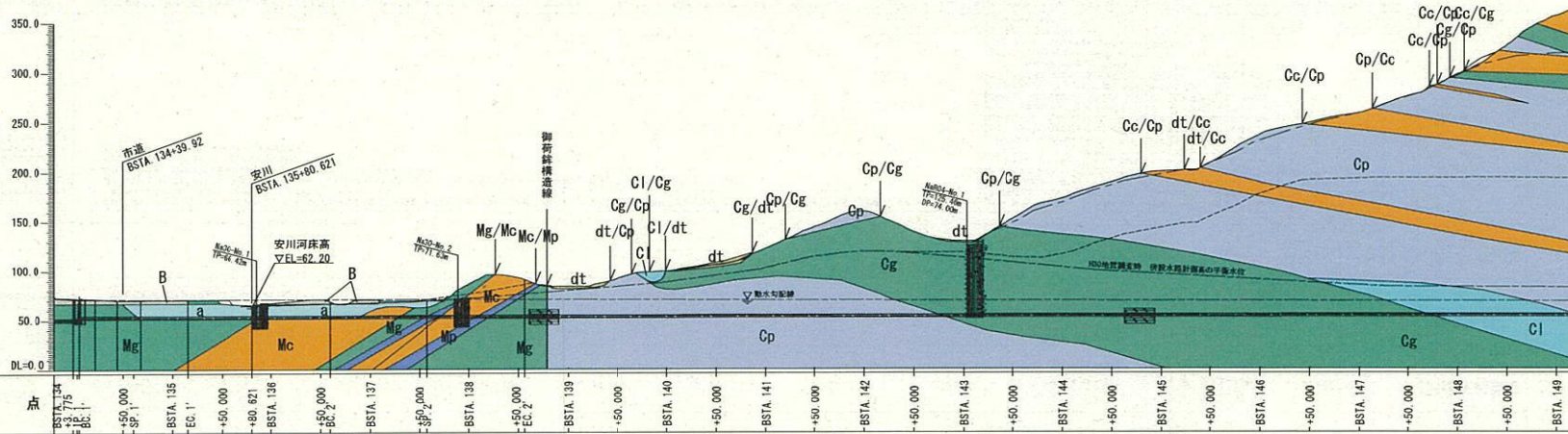
注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の中藤工区 推定地質縦断図(1/2)に適用する。
2. 単位
測点・標高は m 単位で示し、構造寸法は特に示さない限り mm 単位で示す。

地質区分	記号	説明
緑色岩	Cg	緑色岩(緑泥岩系)
頁岩	Cp	頁岩
チャート	Ch	チャート
石灰岩	Cl	石灰岩
河床堆積物	a	河床堆積物
緑色岩(Mg)	Mg	緑色岩(緑泥岩系)
緑色岩(Mp)	Mp	緑色岩(緑泥岩系)
緑色岩(Mg)	Mg	緑色岩(緑泥岩系)

凡例

- H31実施設計 地下水コンターより得られた地下水
- H30地質調査 掘進中の孔内水位
- H30地質調査時 併設水路計画高の平衡水位
- 既設水路 バイパングードレイン 施工箇所
- ボーリングコアで確認された破砕帯
- 推定断層



測点	L=58.26m										L=224.08m				L=26.61m				L=13.03m		L=40.16m				L=27.59m		L=20.00m				L=393.10m				L=485.64m				L=158.81m	
地質区分	緑色岩 (Mg)										河床堆積物 (a)				チャート (Ch)		チャート (Ch)		頁岩 (Cp)				緑色岩 (Cg)				石灰岩 (Cl)													
一軸圧縮強度 (MN/m ²)	CL: 9.07~32.0 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177										CL: 9.07~32.0 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177				CL: 9.07~32.0 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		CL: 9.07~32.0 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		CL: 13.5~25.2 CM: 13.5~25.2 CH: 27.7~39.9				CL: 0.31~21.5 CM: 31.5~38.8 CH: 30.5~177				CL: 14.4~30.1 CM: 38.2~66.3 CH: 84.8~137													
石英含有率 (wt%)	42.8~56.8										42.8~56.8				42.8~56.8		42.8~56.8		26.6~43.7				1.3~6.4				6.7													
最大礫径 (mm)	390 (300~420)										390 (300~420)				216		216		-				-				-													
地山状況	土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。										土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。				土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。		土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。		土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。				土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。				土質リ14~40mの区画であり、御新橋の緑色岩・頁岩・チャートを基とし、その上部を一部砂礫層が覆う。併設水路付近は砂礫層・ボーリングNo.20-21において、掘進しり粘土状及び砂状を呈す緑色岩・頁岩及びチャートが確認されている。BSTA 137+84~137+82間には断層が存在するボーリングと推定される。BSTA 134+84~134+84間には御新橋構造線が交差する区画にあるため、小断層の存在や割れ目自らが顕在している可能性がある。													
施工上の留意点	高層土質は崩壊しやすい。また、河床堆積物の崩壊が切羽に出現する可能性がある。非固結堆積物が切羽に出現する。自立性の低下を引き起こす可能性がある。また、トンネルは安川を横断し、河川水の大量流入も懸念されるため、補助工法を併用することが望ましい。										地山状況は、掘進しり粘土状及び砂状の緑色岩・頁岩及びチャートの崩壊がある。自立性の低下を引き起こす可能性がある。また、トンネルは安川を横断し、河川水の大量流入も懸念されるため、補助工法を併用することが望ましい。				地山状況は、掘進しり粘土状及び砂状の緑色岩・頁岩及びチャートの崩壊がある。自立性の低下を引き起こす可能性がある。また、トンネルは安川を横断し、河川水の大量流入も懸念されるため、補助工法を併用することが望ましい。		地山状況は、掘進しり粘土状及び砂状の緑色岩・頁岩及びチャートの崩壊がある。自立性の低下を引き起こす可能性がある。また、トンネルは安川を横断し、河川水の大量流入も懸念されるため、補助工法を併用することが望ましい。		地山は破砕帯を含む頁岩となり、片理面及び層理面に沿って崩壊しやすいため、掘削時に崩壊防止工法を併用することが望ましい。石英含有率が40%以上の緑色岩のため、掘削時の塵埃はディスクカッターの磨耗が大きい。				地山は破砕帯を含む頁岩となり、片理面及び層理面に沿って崩壊しやすいため、掘削時に崩壊防止工法を併用することが望ましい。石英含有率が40%以上の緑色岩のため、掘削時の塵埃はディスクカッターの磨耗が大きい。				地山は破砕帯を含む頁岩となり、片理面及び層理面に沿って崩壊しやすいため、掘削時に崩壊防止工法を併用することが望ましい。石英含有率が40%以上の緑色岩のため、掘削時の塵埃はディスクカッターの磨耗が大きい。													

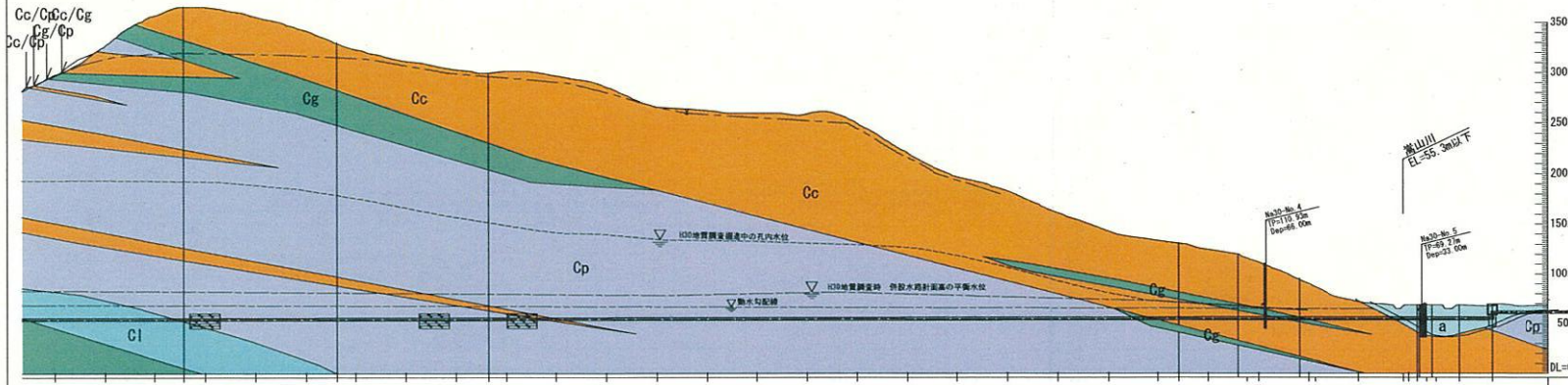
業務名	豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務
名称	中藤工区 推定地質縦断図 (1/2) (参考図)
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	

中藤工区 推定地質縦断図 (2/2) (参考図)

S=1:2500

注意事項

- 適用
この図面は、豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務の中藤工区 推定地質縦断図 (2/2) (参考図) に適用する。
- 単位
測点・標高は m 単位で示し、構造寸法は特に示さない限り mm 単位で示す。



地質区分	地質記号	地質名	説明
表層	Gr	表層土	表層土(表層土)
中層	Cc	頁岩	頁岩(頁岩)
	Cg	緑色岩	緑色岩(緑色岩)
	Cp	チャート	チャート(チャート)
	Cl	石灰岩	石灰岩(石灰岩)
下層	Cl	石灰岩	石灰岩(石灰岩)
	Cl	石灰岩	石灰岩(石灰岩)

凡例

- H31実施設計 地下水コンターより得られた地下水位
- H30地質調査 掘進中の孔内水位
- H30地質調査時 併設水路計画高の平衡水位
- 既設水路 バイパアンダードレイン 施工箇所
- ボーリングコアで確認された破砕帯
- 推定断層

測点		地質区分		一軸圧縮強度 (MN/m ²)		石英含有率 (wt/%)		最大礫径 (mm)		地山状況		施工上の留意点	
L=158.81m		頁岩 (Cp)		CL: 14.4~30.1 CM: 38.2~66.3 CH: 84.8~137		6.7 石英含有率が10%以下であるが、結晶化しており、硬質な岩盤からなる地山と想定される。		—		土質は81~110mであり、軟交層の頁岩を主体とする。Na20-H ₂ O ₂ では、頁岩中に砂岩、緑色岩、チャート及び石灰岩(一部、ドロマイト質)のレンズを挟んでいるため、掘削でも同様な地質状況である可能性がある。これらの地質をレンズ状に積み重ねて出現した場合は、以下の状況が想定される。 頁岩の場合は、層厚の傾斜が低~中角度(3~40°)であり、比較的割れ目の発達が少ない良好な岩体と推察するが、一部割れ目の密集区および破砕帯が存在する可能性がある。 砂岩の場合は、硬質であるが2~10m程度の空洞を伴う可能性がある。 チャートの場合は、硬質で傾斜20~30°の層理面を有する。		—	
L=349.10m		頁岩 (Cp)		CL: 1.73 ※2 CM: 13.5~25.2 CH: 27.7~39.9		26.6~43.7 ※5 石英含有率が20~40%以上の層から層理面に分類される。石英含有率の多い理由としては、石灰岩が存在することがあげられる。		—		—		—	
L=8.93m		チャート (Cc)		CL: 1.73 ※2 CM: 13.5~25.2 CH: 27.7~39.9		—		—		—		—	
L=578.66m		頁岩 (Cp)		CL: 1.73 ※2 CM: 13.5~25.2 CH: 27.7~39.9		26.6~43.7 ※5 石英含有率が20~40%以上の層から層理面に分類される。石英含有率の多い理由としては、石灰岩が存在することがあげられる。		—		—		—	
L=15.54m		緑色岩 (Cg)		CL: 9.07~32.0 ※1 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		42.8~56.8(wt%) ※6 石英含有率が40%以上の層理面であり緑色岩や火山砕屑性砂岩(Cg)を挟むため、チャート層よりは、比較的硬質ではない地質である。		—		—		—	
L=124.69m		チャート (Cc)		CL: 9.07~32.0 ※1 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		42.8~56.8(wt%) ※6 石英含有率が40%以上の層理面であり緑色岩や火山砕屑性砂岩(Cg)を挟むため、チャート層よりは、比較的硬質ではない地質である。		—		—		—	
L=25.38m		チャート (Cc)		CL: 9.07~32.0 ※1 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		42.8~56.8(wt%) ※6 石英含有率が40%以上の層理面であり緑色岩や火山砕屑性砂岩(Cg)を挟むため、チャート層よりは、比較的硬質ではない地質である。		—		—		—	
L=92.49m		チャート (Cc)		CL: 9.07~32.0 ※1 CM: 5.90~109 CH: 79.5~177		42.8~56.8(wt%) ※6 石英含有率が40%以上の層理面であり緑色岩や火山砕屑性砂岩(Cg)を挟むため、チャート層よりは、比較的硬質ではない地質である。		—		—		—	
L=91.81m		河床堆積物 (a)		—		—		1260 900~1260 層状		—		—	

業務名	豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務		
名称	中藤工区 推定地質縦断図 (2/2) (参考図)		
登録番号			整理番号
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所			

請 書

1 件 名 豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務

2 場 所 愛知県豊橋市石巻中山町地内外

3 期 間 自 令和 8年 月 日

至 令和 8年 月 日

4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 8年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い豊橋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について 例)

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り}$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り}$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による 調達方法フロー

水資源機構

業者様

HPIにおいて見積依頼書、仕様書等の交付

交付資料のダウンロード

見積依頼書等の交付受領書の受理

見積依頼書等の交付受領書の提出(FAX又は電子メール)

質問書の受理

質問書の提出
(FAX、電子メール、持参、郵送)
※仕様書等に対する質問がある場合、又は物品購入の場合で同等品規

HPIにおいて質問回答書の交付

質問回答書の内容確認

見積書の受理

見積書提出

契約締結の相手方へ決定通知書の交付(FAX又は電子メール)

業務実施

工事完成、業務完了、納品完了後に検査の上、支払

工事完成、業務完了、納品

オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。(FAX又は電子メール)
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

- オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。

なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。

- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

<https://www.water.go.jp>

【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町8地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502 FAX0532-54-6517 メール nyukei_toyogawa@water.go.jp

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年4月24日に交付された「豊川用水二期中藤工区二次覆工補足設計業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。